

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

令和4年2月1日
広島県土木建築局
建設産業課

1 施工体系図の掲示について

建設業法第24条の8第4項の規定による施工体系図の作成及び掲示は、多様化かつ重層化した下請構造という建設工事の特性を踏まえ、元請業者が下請業者の情報を含め施工体制を的確に把握し、その監督及び施工管理を行うことができるようにすること、また、元請業者のみならず各下請業者が工事の全容及び役割分担を確認できるようにすることを通じ、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

こうした趣旨を踏まえ、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の(1)～(4)の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていることから、建設業法第24条の8第4項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものとする。

- (1) 工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること(画面の内外は問わない。)
- (3) 施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること(必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。)
- (4) 一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式(スライドショー方式)のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

また、入札契約適正化法第15条第1項は、建設業法第24条の8第4項の規定の趣旨に加え、公共工事が適正な施工体制のもとに行われていることを担保するため、第三者の視点でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえ、デジタルサイネージ等を活用し、「工事関係者が見やすい場所」に掲示する施工体系図については上記の(1)～(4)の要件を満たす場合に、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の(2)～(4)の要件に加え、以下の(5)及び(6)の要件を満たす場合に、それぞれ入札契約適正化法第15条第1項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものとする。

- (5) 公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- (6) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

2 標識の掲示について

建設業法第40条の規定による標識の掲示は、建設工事の施工が建設業法による許可を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえ、書面ではなく、デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の(1)～(3)の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていることから、建設業法第40条の規定による標識の掲示義務を果たすものとする。

なお、標識の様式については、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第28号(店舗)及び別記様式第29号(工事現場)によることに留意すること。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること(画面の内外は問わない。)
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。